

平 監 発 第 1 7 号
平成 2 7 年 7 月 2 1 日

写

小平市長 小 林 正 則 殿

小平市監査委員 舛 川 博 昭
小平市監査委員 浅 倉 成 樹

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象

環境部環境政策課、資源循環課、水と緑と公園課、下水道課及び関係課の財務に関する事務の執行及びその他の事務

第3 監査の範囲

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第4 監査の期間

平成27年4月17日から平成27年6月29日まで

第5 監査講評の場所

市役所601会議室

第6 監査の主眼

監査に当たっては、環境部環境政策課、資源循環課、水と緑と公園課、下水道課及び関係課所管の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

【指摘事項】

1 契約事務について

- (1) 主管課における手数料収納業務委託契約で、収入事務受託者である旨を証明する書類等の交付がされていないもの (環境政策課)
- (2) 主管課における業務委託契約で、市の個人情報等のデータの提供に関する覚書が取り交わされていないもの (環境政策課)
- (3) 主管課における物品購入契約で、請書を徴取していないもの (資源循環課)
- (4) 主管課における物品購入契約で、2者以上の見積りが徴取されていないもの (下水道課)
- (5) 契約検査課における業務委託契約書において、産業廃棄物処理業務に関する特記仕様書に必要事項の記載のないもの (下水道課<契約検査課>)
- (6) 契約検査課における賃貸借契約及び主管課における業務委託契約で、契約書に環境により良い自動車利用に関する特記仕様書または暴力団排除に関する特約条項が添付されていないもの (水と緑と公園課、下水道課<契約検査課>)
- (7) 契約検査課における物品購入契約、主管課における物品購入契約及び図書製本の契約で、既製品への絵柄のプリントや名入れ、製本など請負行為を伴い課税対象となる請書に収入印紙が貼付されていないもの、請書に請負行為と分かる表記がなく収入印紙が貼付されていないもの、主管課における業務委託契約で、契約内容変更承諾書に収入印紙が貼付されていないもの (環境政策課<契約検査課>、資源循環課、水と緑と公園課、下水道課)

2 収入・支出事務について

- (1) 公園占用料の徴収が占用開始前に徴収されていないもの (水と緑と公園課)
- (2) 公園占用料の算定に誤りがあるもの (水と緑と公園課)
- (3) 燃料購入において、資金前渡金額の範囲内で購入しているものの資金前渡金額を超える金額で支払いを行なっているもの (下水道課)

3 検査事務について

- (1) 委託業務完了報告書で、内容に不備があるまま提出されているもの、業務終了年月日以前の日付で提出されているもの (水と緑と公園課)

4 備品管理事務について

- (1) 課の管理下にあるにもかかわらず備品台帳に登録がないもの、登録備品の所在が確認できないもの、重要物品を含む登録備品で廃棄すべきものにもかかわらず廃棄手続きがされていないもの (環境政策課、資源循環課、下水道課)

5 補助金交付事務について

- (1) 補助金の額の確定が行われた後に、追加交付がされているもの（補助金の額の確定後の追加交付は本来、ないものとする。今回は、市側に補助金額の算定に錯誤があったということであるが、かかる事態が起きぬよう補助金の交付決定及び額の確定は慎重に行われたい。）
(水と緑と公園課)
- (2) 補助金交付申請書、助成金申請書において申請額の記載のないもの、申請額が鉛筆で記載されているもの、修正液により修正されているもの、消せるボールペンが用いられているもの
(資源循環課、水と緑と公園課)

6 旅費支給事務について

- (1) 出張に当たって、出退勤システムにおいて上司の決裁を受けず出張し、旅費が支給されているもの
(水と緑と公園課、下水道課)

【意見・要望事項】

1 契約事務について

- (1) 主管課における業務委託契約の仕様書において、委託業務の件名と委託内容が一致していないものが見受けられた。委託すべき業務と合致するよう、仕様書の記載内容の見直しを図られたい。
(環境政策課)
- (2) 主管課における業務委託契約で、個人情報を含む資料をファクシミリで受託者に送信しているものが見受けられた。個人情報漏えいの懸念があることから取扱いについて検討されたい。
(環境政策課)
- (3) 主管課における物品購入契約で、同じ日に類似の物を同一業者に別々に発注しているものが見受けられた。適正に発注管理をされたい。
(資源循環課)
- (4) 主管課における工事請負契約で、契約金額や工期の変更を当初締結した内容の当該部分を変更した形で、新たに請書で締結しているものが見受けられた。協議変更にかかる手続きについては契約検査課と協議されたい。
(下水道課)
- (5) 契約検査課における業務委託契約書、工事請負契約書において、現場説明事項が綴じ込んであるものが見受けられた。必要事項は仕様書に記載されたい。
(下水道課<契約検査課>)
- (6) 主管課における業務委託契約で、受託者からの実績報告書が仕様書どおりに提出されていないものが見受けられた。仕様書に定められた期間を守って提出されるよう適切に指導されたい。
(環境政策課、水と緑と公園課)
- (7) 主管課における物品購入契約、物品修繕契約及び業務委託契約で、暴力団排除の項目のない請書が見受けられた。また、主管課における工事修繕契約で、様式が最新版でない請書が見受けられた。請書の様式は最新版のものを使用されたい。
(環境政策課、資源循環課、水と緑と公園課、下水道課)

2 支出事務について

- (1) 印刷内容のデザイン・レイアウト等を含むポスターとチラシの作成に係る費用を委託料ではなく需用費の印刷製本費で支出していた。適正な支出科目により執行されたい。
(水と緑と公園課)

3 管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当支給事務について

- (1) 任意団体の定期総会の事務事業への従事を市の業務とすることには疑義が残る。主管課においては、独立した任意団体を支援する方法が適切であるか、再考されたい。
(水と緑と公園課)
- (2) 時間外勤務命令を受け勤務を行なっている時間が、出退勤システムで管理している出退勤打刻情報では勤務していない時間となっているものが見受けられた。出退勤システムの運用にかかる処理を確実にされたい。
(下水道課<職員課>)
- (3) 時間外勤務命令はなく勤務終了後遅くに退勤しているもの、時間外勤務命令の勤務時刻と実際の退勤時刻に乖離のあるものが見受けられた。職員の出退勤管理を適正にされたい。
(水と緑と公園課、下水道課<職員課>)

4 旅費支給事務について

- (1) 出張命令を受け出張しているのにもかかわらず旅費の請求がされていないものが見受けられたので、適正に処理されたい。(環境政策課、資源循環課、水と緑と公園課、下水道課)